

## 西庁舎 2 階執務室空調設備改修契約書(案)

長野県知事 阿部守一（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、契約を締結する。

### （総則）

- 第 1 条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （箇所）

第 2 条 改修を行う空調設備は、次のとおりとする。

#### （1）内訳

名称	規格	数量
業務用エアコン天井カセット 形 4 方向ツイン	室内機・室外機 SZRC160BYD 標準パネル BYCP160EAF 運転リモコン・液晶ワイヤード BRC1G4 冷媒分岐管セット KHRP58S216T 窓パネル C-MP22S	3 セット

#### （2）設置場所

長野市大字南長野字幅下 692 番地 2 長野県庁

### （工期）

第 3 条 工期は、契約日から令和〇年〇月〇日までとする。

### （費用）

第 4 条 費用は、 円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

### （契約保証金）

第 5 条 受注者は、契約保証金 円をこの契約と同時に発注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、第 9 条の規定により検査に合格し、作業完了報告書の引渡しを受けたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

【 契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合 】

第5条 契約保証金は、 円とし、受注者はその納付に代えて発注者に対して次の担保を提供する。

2 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

【 契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合） 】

第5条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。ただし、受注者はこの契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結後、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

【 契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間に2回以上の履行実績等により、履行確実の場合） 】

第5条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。

2 受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付するものとする。

(作業員等)

第6条 受注者は、発注者の所有に係る空調設備が常に安全で良好な作動が保たれるよう充分訓練された監督技術者と作業員を派遣して改修を行うものとする。

(作業内容)

第7条 受注者は、次の事項について空調設備の改修を行うものとする。

(1) 改修は、発注者と受注者が協議の上、日程を調整し、工程表を作成する。

(2) 改修の内容は、「西庁舎2階執務室空調設備改修仕様書」のとおりとする。

(完了報告)

第8条 受注者は、改修完了後10日以内に報告書を発注者に提出しなければならない。

(確認検査)

第9条 発注者は、報告書等の提出を受けたときは、確認し10日以内に検査を行うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 受注者は、改修後1年間、直ちに発見することができない、契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において補修しなければならない。

(故障の対応)

第 11 条 受注者は、空調設備の故障等で発注者から請求があった場合、直ちに作業員を派遣し、すみやかに修理を行うものとする。

(業務の支障)

第 12 条 この契約で定めるすべての改修は、発注者の業務に支障をきたさないよう行わなければならない。

(改修費用の支払)

第 13 条 受注者は、第 9 条による検査に合格したときは、発注者に対し改修費用を請求できるものとする。

2 発注者は、前項による請求があったときは、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡、承継)

第 14 条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第 15 条 受注者は、改修を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第 16 条 発注者は、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議の上、改修費用、契約期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第 1 項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 17 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、第 3 条に規定する期間内に改修を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者

(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 17 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 17 条の 3 発注者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、請負者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 18 条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に改修を完了しないときは、当該期限の翌日から工事を完了した日までの日数に応じ、改修費用に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第 13 条第 2 項に規定する期限までに改修費用を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、改修費用に 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、第 17 条から前条までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

4 発注者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受注者は、第 1 項又は第 3 項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わな

なければならない。

- 6 受注者は、第 10 条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 19 条 受注者は、第 17 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として発注者のする期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

ただし、第 17 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害)

第 20 条 受注者は、天災、不可抗力、その他受注者の責によらない事由により生じた損害並びにすべての間接的な損害については、その責を負わないものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 21 条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

令和5年8月 日

発注者 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2  
長野県知事 阿部 守一

受注者